

令和6年第2回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和6年6月4日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和6年6月5日

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	12 番 荒 瀧 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹	14 番 時 光 良 造

5. 欠席議員（0名）

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 岡 隆 司
住民生活部長	西 川 伸一郎
健康福祉部長	西 村 ゆ り
企画担当部長	榎 並 正 和
建設農林部長	堂 森 憲 治
技術担当部長	寺垣内 栄 作
教 育 部 長	立 花 太 郎

総務部次長	佛 圓 至 裕
住民生活部次長	福 嶋 春 樹
健康福祉部次長	井 原 志保里
建設農林部次長	宗 像 雅 充
教育部次長	須 賀 雅 彦
財務課長	多久見 良 数
産業観光課長	近 藤 光 宏
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	北 川 忠 博
生活環境課長	花 岡 秀 城
高齢者支援課長	竹 本 園 美
子育て支援課長	熊 野 孝 則
健康推進課長	寺 澤 ひとみ
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸
会計課長	福垣内 哲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	桐 木 和 義
議会事務局書記	尾 濱 宏 教

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程（第2号）

開 会 宣 告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 4 議案第27号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第28号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

- 日程第 6 議案第 29 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 30 号 熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 31 号 熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 32 号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条
例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 33 号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
(櫻河内章悟)
- 日程第 11 議案第 34 号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
(須山弘司)
- 日程第 12 議案第 35 号 熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
(森本昌義)
- 日程第 13 議案第 36 号 令和 6 年度熊野町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 14 議案第 37 号 令和 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1 号)について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 9 時 30 分)

○議長(時光) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会
議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(時光) これより日程第 1、一般質問を行います。

続いて、9 番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9 番(沖田) 皆さん、おはようございます。

9 番、沖田です。

私からは 2 点について、質問をさせていただきます。

1 点目に、「難聴者への支援について」ですが、役場窓口での対応について、町民の方から職員の声が聞き取りにくいなどのお声をいただくことがあります。窓口には、見えにくい人のための老眼鏡は置いてありますが、聞こえにくい人のための配慮がされているのか、現状と課題についてお伺いいたします。

また、全国の自治会で導入が進んでいる軟骨電動イヤホンの設置についてお伺いいたします。

耳の軟骨を振動させて音声を伝える軟骨伝導聴覚補助イヤホンは、奈良県立医大の細井裕司学長が発見した軟骨伝導の仕組みを利用し、聴力が低下している人に対し、大きな声を出さなくても音声をクリアに伝えることができるため、個人情報を取り扱う場面で重宝されているとのことです。熊野町にも導入していただきたいのですが、町の御見解をお伺いいたします。

2 点目に、防災体制の強化についてですが、近年頻発する地震や豪雨による土砂災害など大規模災害はいつどこで起きるか分かりません。災害が起きてから後悔することのないよう事前に備えておくことで、被害が最小限となる社会を作っていかなければなりません。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、熊野町は 12 名の貴い命を失いました。災害後、町民へは自主防災組織の設立、運営の支援、避難行動支援者の要支援者の個別避難計画の推進、防災減災まちづくり会議の継続など、様々な取組をされてきました。私は、災害後緊急時において的確な対応がとれるよう、役場の体制について何度か質問していますが、災害後約 6 年が経過した現在の体制についてお伺いいたします。

平成 31 年 3 月議会では、町内の特徴を熟知した防災の専門職員を育成することが必要ではないかと質問いたしましたが、町長から危機管理のプロである自衛官 O B の採用を考えているとの答弁がありました。その後、防災リーダーとして配置されているのか、お伺いいたします。

次に、災害が発生した場合の被害状況、気象、地形、警察、消防、自衛隊などの部隊の動き、物流などの情報が一元的に管理活用できるオペレーションルームの設置や、職員への防災研修及び訓練についてお伺いいたします。

次に、気象庁が委嘱して、自治体などへの災害対応の助言を行う気象防災アドバイザー

一の設置について伺いたします。

以上、2点について詳細な答弁を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 沖田議員の二つの御質問、「難聴者への支援について」と、「防災体制の強化について」お答えいたします。

1番目の御質問「難聴者への支援について」ですが、耳が聞こえづらい方への窓口の対応としましては、担当者が筆談や分かりやすい言葉でゆっくりと大きめの声で話しかけるなど、本人の要望や状況に合わせ相手が聞き取ることを確認しながら、丁寧に対応することを心がけております。

今後、高齢者人口が増加することにより、聞こえづらい方も多くなると想定されます。こういったことから、窓口での耳が聞こえづらい方をサポートする機器について調査し、研究していく必要があると考えております。

詳細は、健康福祉部長から答弁いたします。

次に2番目の御質問、「防災体制の強化について」ですが、町の防災体制といたしまして、平成30年の7月豪雨災害の後、7月20日に危機管理課を新設しております。その後、令和2年度に防災安全課とし、現在に至っております。職員は5名を配置しており、防災危機管理専門員を1名、事務補助として会計年度任用職員を1名配置し、計7名の体制で業務を行っております。

また、熊野町防災拠点整備構想に基づき、令和3年度から令和5年度にかけて、町内に3か所の防災拠点を整備したところでございます。

詳細は、住民生活部長から答弁をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西村健康福祉部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部長（西村） 沖田議員の一番目の御質問「難聴者への支援について」、詳細にお答えします。

まず1点目の「現状と課題について」ですが、熊野町の現状は、平成18年から役場

や公共施設の窓口に、耳が不自由な人であることを示す耳マークを設置し、聞こえづらさに不安を抱えている方がこのマークを指さすことで、筆談や大きめの声で話すなどの対応を行っていますが、聞こえづらい方へ対応する機器の導入は行っておりません。

その他の支援としましては、難聴による身体障害者手帳の交付を受けている方には、障害者総合支援法に基づき、補聴器の給付を受けることができますが、補聴器の対象とならない中程度の方のうち、18歳未満の児童につきましては、若年層の言語発達を損なわないことを目的として、補聴器の購入費用の一部の補助を行っています。

課題としましては、先ほど町長答弁にもありましたが、耳が聞こえづらい方への窓口の対応については、筆談のみではお伝えすることが難しく、身ぶり手ぶりも交え、少し大きな声でゆっくりとはっきりとした言葉で伝えていますので、他の来庁されている方に内容が分かってしまう場合があることが課題として挙げられます。

次に、2点目の「軟骨伝導イヤホンの設置について」ですが、軟骨伝導イヤホンは、耳穴をふさがずに、耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、通常のイヤホンや骨伝導と比べ、痛みや音漏れが少なく音が伝わりやすいことから、耳が聞こえにくい方でも相手の声などが聞き取りやすいとされているようです。また、イヤホンに凹凸がないため、汚れがつきにくく衛生的といったメリットがあると聞いています。

今後、既に利用している自治体などの使用例や利便性等の情報収集を図るなどして、調査・検証してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 沖田議員の2番目の御質問、「防災体制の強化について」詳細にお答えします。

1点目の「防災リーダーの配置は」でございますが、防災リーダーとは、災害時において公的機関が災害現場で活動を開始するまでの間、近隣住民の先頭に立って防災活動を行う方であると認識しております。あくまでも自主的な活動であることから、町が配置するといったことはしておりません。

2点目の「オペレーションルームの設置は」についてですが、オペレーションルームとは、災害が発生した際における対策拠点と理解しておりますが、熊野町におきまして

は災害対策本部がこれに該当し、災害応急対応等に当たっております。

この対策本部の設置場所は、会議スペースや大型モニターなど必要機材等を配置する必要があるため、現在は町民公室を使用しております。

次に３点目、「職員への研修及び訓練は」についてですが、新規採用した職員に対しては、採用当初の研修で熊野町の危機管理体制についてのレクチャーをし、また梅雨時期前に、熊野町消防団の水防訓練に参加させ、災害に関する基礎的な研修を実施しております。

これ以上の訓練については、通常業務との兼ね合いなどから実施できておりませんが、本年度は総合防災訓練の中で、災害対策本部員向けの訓練を予定しております。

その他、避難所班など班ごとに、出穂期前にはシミュレーションを行っておりますが全体的な訓練も必要であると感じておりますので、今後その実施については検討してまいりたいと考えております。

最後に４点目、「気象防災アドバイザーの配置は」でございますが、気象防災アドバイザーとは、国土交通大臣が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家であり、一定の経験を有する気象庁の退職者や気象予報士で、気象庁実施の研修修了者などが該当すると承知しております。

自治体職員として勤務している方もおられると聞きますが、本庁においては広島気象台長と町長が直接連絡を取りあえる体制を整えるとともに、防災・危機管理専門員が広島気象台の専門員と直接連絡を取り合い気象情報を収集するなど、気象防災アドバイザーに代わる役割も果たしていると考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○９番（沖田） 詳細な答弁ありがとうございました。

軟骨伝導イヤホンについてなんですけれども、現在ですね窓口に耳マークを設置されているということだったんですが、町民の方の利用状況をお伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原健康福祉部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） このマークを指して手段等に対応した実績についてなんですが、数件あったとは聞いておりますけれども、窓口では聞こえづらいと思われる方には積極的にこちらから対応しているように行っていることが現状となっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） あまり利用されていないということなんですけれども、大きな声ですね、職員が話すことで個人情報漏れるといったことを心配される方もいらっしゃると思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） やはりですね、窓口のほうでほかの住民の方もいらっしゃるの承知はしておりますけれども、御本人の方に、来庁の方に住民の手続、諸手続を正確に伝えるとなると、やはりやむを得ないということで、大きな声で対応しているというのが現状となっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） この軟骨伝導イヤホンは、個人情報を周囲に聞かれるリスクも減らすことができますし、難聴者の方のプライバシーの保護にもつながります。また窓口で対応される職員の業務のですね時間の短縮も見込まれるため、職員の負担軽減にもつながると思います。窓口用の価格は3万円弱で、製品によっては数十万円することもある補聴器と比べても安価ですので、ぜひとも住民サービスの向上のためにも設置していただきたいと思います。

また難聴の高齢者は、認知機能が低下傾向にあるという研究結果もあります。耳が聞こえにくいと会話が少なくなりがちなので、認知症予防のためにも、この軟骨伝導イヤホンを使って積極的にコミュニケーションを取り、脳の活性化につなげていただくため

にも、もし設置となった場合には、認知症カフェなど高齢者が集まる場所にも設置をしていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（時光） 竹本高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） 難聴の場合、日常的な会話が困難となり人とのコミュニケーションが減ることで、ひきこもりや認知症になり得る一つの要因であることは承知しております。

軟骨伝導イヤホンの啓発につきましては、利用状況や効果など、他市町の事例を参考に  
にして、その方法を研究してまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） よろしくお願ひいたします。

聞こえに不安がある方は、高齢者だけとは限りません。大きな音が長時間続く工場などの職場環境で聞こえが悪くなる騒音性難聴や、若い人を中心に増えている大音響で音楽を聴くヘッドホン難聴の方もいらっしゃいます。町民の皆様が安心して手続を行えるよう、骨伝導イヤホンの役場窓口への設置を要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に「防災体制の強化について」なんですけれども、防災リーダーについて改めてお伺いいたします。

危機管理のプロである自衛官のOBの採用について、役場の防災リーダーとして配置をされているのか伺います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川防災安全課長。

○防災安全課長（北川） 防災リーダーの配置でございますが、令和２年４月に防災危機管理専門員として、自衛隊のＯＢの方を１名配置していただいております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） 令和 2 年度から配置されているということなんですけれども、この方のはですね、日常的な業務内容をお伺いいたします。

○議長（時光） 北川課長。

○防災安全課長（北川） 防災危機管理専門員の日常的な業務内容でございますが、地域防災計画等の確認、それからその計画の修正の要・不要の検討であったり、防災講座学習の際の講師をしていただいたり、ほかにも防災訓練の相談等ございましたら、そちらの相談と助言、それから訓練に関する指導等を行っていただいております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） それでは次にですね、災害が発生した場合の業務内容をお伺いいたします。

○議長（時光） 北川課長。

○防災安全課長（北川） 災害が発生した際には、災害対策本部というものを設置いたしますが、そちらの一員として本部のほうに参加していただいております。その際には、広島气象台からの気象情報の収集・分析であったり、被災情報の収集の整理であったり、災害対策本部から発出する災害対応に関する助言等をいただくような形としております。また、自衛隊出身という経歴を生かした自衛隊派遣等々の連絡調整を担っていただくようにしております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） 以前に質問したときにですね、町内の特徴を熟知した方ということをし上げたんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○防災安全課長（北川） 町内の地形、場所等々の熟知でございますが、今、採用させていただいておる危機管理課の方については町外者でございますので、当然ながら町内の地形等々の熟知はされておられない状態でございますので、可能な限り職員が現場に出る際随行したり、それから防災・減災まちづくり会議等々にも参加していただいて、町内の様子、地形等々がこういったものであるかっていうのを、日々勉強していただいております状態でございます。

○議長（時光） 沖田議員。

この防災リーダーの役割については、後ほど改めてお伺いいたします。

○議長（時光） 北川課長。

以上です。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇9番（沖田） その際にですね、防災安全課では何が行われていますか。

〇議長（時光） 北川課長。

〇防災安全課長（北川） 防災安全課のほうでは、主に気象情報の収集であったり、近隣の自治体の避難情報の動きであったり、そういったものを情報収集を主にやっております。

以上です。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇9番（沖田） それでは、防災安全課で情報収集したことを災害対策本部に伝えるといったことでよろしいですか。

〇議長（時光） 北川課長。

〇防災安全課長（北川） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

〇議長（時光） 沖田議員。

〇9番（沖田） 熊本地震の際にですね、危機管理防災企画官として指揮を取られていた元一等陸佐の方は、自衛隊の作戦運用台方式というものを導入され、指揮台を設置して被害状況、気象、地形、部隊の動き、物流などが一目で分かるようにされ、状況判断や意思決定などを行っていたそうですが、熊野町では様々な情報が一目で分かる指揮台のようなものは設置されていますか。

○議長（時光） 北川課長。

○防災安全課長（北川） 災害対策本部にそういったようなもの、それに近いものが設置されていると承知しております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） 住民の命を守るため、発災後の初動対応は最も重要な取組であり、目まぐるしく変わる状況を見極め、判断し、命を救う対応が迫られます。刻一刻を争うため、瞬時に判断できる資機材の設置は欠かせないと考えますので、調査研究され御検討ください。

次に町長にお伺いいたしますが、熊本県ではこの状況判断や意思決定においては、首長から一任された防災企画官がされていたようですが、この点について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（時光） 三村町長。

○町長（三村） 組織の規模にもよるんでしょうが、我が町では私は直接指示を出しております。ほとんどの事項についてその場で指示を、報告を受けてその場その場で指示を出すようにしております。

以上です。

○議長（時光） 沖田議員。

○ 9 番（沖田） 防災の専門員であるこの危機管理監に状況判断や意思決定を行っていた  
 だということについては、どのようにお考えですか。

○議長（時光） 三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 災害の発生時というのは非常にいろいろな対応がございまして、一律には決められないんですが、ただ専門性の高い分野ですね。熊野町の場合でいくと、専門職で自衛隊出の方を採用しておりますが、その方の今後の気象情報について、30分から1時間置きにですね、ひどいときには確認を取るようにはしております。

そして、最終的には気象台と連絡を取りながら、その方も連絡を取りますが、私も先ほど答弁しましたように、気象台長と広島気象台長ですね、ホットラインがつながっておりますから、今まで直接電話が入ったことは1回あるかないかという状況ですが、そういう状況は必ず連絡取れるような状況というのは確認しながら、作業を進めております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 熊野町の場合は町長が判断されるということで、分かりました。

次にですね、職員への研修や訓練についてですが、先ほど来話をしておりますこの初動対応については、訓練が必要と考えますがいかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 北川課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（北川） 初動の対応に対する訓練でございますが、避難所班等々では、毎年度当初に新しい班編成されますので、その際に班長等々を集めて、シミュレーションのほうを実施しております。そのほかの訓練については不足しているというふうに感じてはおりますので、今後実施していく方向で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 住民の命を守る大切な初動対応ですので、よろしくお願いいたします。

またですね避難所開設訓練も実施するべきですが、近年は大雨や台風などが接近するおそれのある場合に、度々避難所を開設されております。開設する際の職員体制について、お伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 北川課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（北川） 大雨の際の避難所の体制でございますが、熊野町の水防計画書というものに、各避難所班等々役割が振られております。その役割を振られた担当者が各自が担当する避難所に赴いて、避難所を開設していくという流れになっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） もう少し具体的にお願いいたします。防災安全課だけが動くのか、それとも町内の各担当課から何人か出られるのか、そういったところを詳しくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 北川課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（北川） 避難所運営班につきましては、当初最初に開設する3か所の避難所につきまして、避難所運営班として議会事務局職員、社会福祉課職員、高齢者支援課職員、健康推進課職員、子育て支援課職員、税務住民課職員、収納推進課の職員、生活環境課職員、教育総務課職員、会計課の職員の中から班の割り振りを決めており、その中で担当となっている職員が、担当となっている避難所へ赴いて開設するという流れになっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） 水防計画の中でですね、役割を決めておりまして、まず情報収

集は基本的には防災安全課が担うと。で、気象情報を見ながら早期警戒情報というのが出ますので、その段階を見て、もう早期警戒情報が気象台のほうから出ますので、もう職員に対しては、例えば自宅待機してほしいというような掲示板に流して、そういう体制をまず警戒が出る前に整えております。で、その時点でもう各避難所班であれば、例えば当番、各避難所にこの職員というのを張りつけておりますので、まあ8名ぐらいかな、それで当初は何人行くか、3人ぐらいになるかと思えますけれども、そういう順番も、この交代の順番も決めておりますので、昼間に職員がいるところもありますから、ちょっと違う体育館とかだったら、最初はですね、いるようなところもありますので、そういうローテを組んでますので、早期に準備していた体制を、自宅で待機するような体制も整える、夜に出る場合もあるかもしれませんので、そういう班の割り振りもしてる。

で、情報分析班は防災安全課が、例えば注意報出たら1人出てくるとかというようなこととしてますし、総務班といってそういう広報とかそういう部分を担うところとか、あと備蓄広報班っていうのもありますし、それとあと調査工作班というのは建設農林部とかが中心になって、川の状況とかいうのを見守ったりするという班があります。また避難所班というのは今言ったように、各避難所ごとに割り振りをして、その中でローテをしていくというような形にしています。

基本的には情報収集班の防災安全課が早めに情報を収集し、注意報が出たら1人来ることをできるようにしてるとかいうようなこととして、情報収集したものを必要、タイミングよく防災対策会議をする、設立するタイミングを決めてるんですけど、その部分でやろうという、集まる体制になったら、数字の問題とか雨の時間・量とかで決まったらそれで集まるんで、それは私、危機管理監のほうから情報集まってくる、それを町長とかに報告をして集まるようにして、それでじゃあ今の警戒を出すのか、例えばレベル3とか4とか、まあレベル3、まずその前に自主避難をどうするかというようなことを考えて、その判断をしていくと。で、やっぱり気象の情報もありますので、気象庁とか気象協会とかそんな情報を見ながら、その情報を提供しながらですね、そこで判断して早めの対応をしているのが現状です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 9 番（沖田） 詳細な答弁ありがとうございました。

平成 30 年の 7 月豪雨災害時には、この避難所の配置について一部の職員に負担がかかっていましたが、今お聞きしましたところ、そうならないように体制を整備してくださっているということで安心いたしました。

避難所の受付についてですけれども、住民自らが氏名や住所を手書きする方式では、時間を要する上、職員が避難者名簿を作成する際に、転記を誤る可能性も高い。そして住民にも職員にも負担になります。

宮城県ではマイナンバーカードの情報を記録した身分証アプリを活用し、避難所に設置された二次元コードを読み取るだけで受付ができ、100 人が参加した避難訓練で受付が 2 分強で完了したそうです。熊野町は県内トップのマイナンバーカード取得率ですので、積極的に活用されてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今、沖田議員が言われた御指摘ですが、マイナンバーの活用ということで、我が町せっかくですね、中四国ですかねナンバー 1 の交付率を誇ってます。これはですねやはりこういった場面で、防災の面でもですね、積極的に活用していきたいと前々から考えております。

宮城県がやられたということで、訓練の段階ですが、我が町も早い段階でマイナンバーを使った訓練、もしくは避難所の開設というのを目指していきたいと考えておりますので、近々職員にはそういう指示を出していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 9 番（沖田） はい、ありがとうございます。期待をしております。

また災害の発生後に最も迅速に取り組むべき事務として、罹災証明書の発行がありますが、この罹災証明交付業務に係る研修は実施されていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○防災安全課長（北川） 罹災証明の手続でございますが、平成30年の際は確かに現場の方でちょっと混乱して、住民の方に迷惑かけたという事実があったようでございますが、今は防災安全課のほうで一元的に窓口となって、罹災証明の受付をいたしております。

建物調査については固定資産の固定資産グループ等々の協力を得ながら、罹災証明のほうを町、防災安全課のほうで発行しておる体制となっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） ありがとうございます。この罹災証明書は被災者の生活再建に欠かせないため、交付には迅速性が求められます。支援金は義援金、税金の減免などの措置を受けるために必要となります。さらに被害認定調査が終わらなければ、被災家屋の修繕、撤去に取りかかることさえできません。現在、体制整えてくださってるということでございますけれども、この被害認定調査の訓練などは行われていますでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 北川課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○防災安全課長（北川） 被害認定訓練というものは、今のところまだ実施をさせていただいてはおりませんが、固定資産税グループのほうにおきましては、罹災証明発行のための研修に参加していただいております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） それではですね、固定資産グループの方、職員の方全員が調査をできるということでよろしいですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（福嶋） この被害認定調査なんですけども、ちょうど明日なんですが、被害認定調査等罹災証明書の交付に関する研修会というものが、県の主催で開催をされます。そこに固定資産税グループの新任職員、初任者職員２名がですね、参加するようになっています。固定資産税グループに所属したときにですね、初年度にこういった研修に参加するようにはしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○９番（沖田） はい、ありがとうございます。

災害時には圧倒的な人手不足に陥るため、この罹災証明書の交付にＤＸを活用されている自治体もあるようです。

愛知県の阿久比町ではですね、アナログ班とデジタル班に分かれて訓練を行っていらっしゃる。アナログ班は調査に出向く前に筆記用具や調査票、さらには地図などを準備する必要がありましたが、デジタル班はタブレットを持って現地へ行くと、アプリに沿って調査内容を入力すれば調査が完了するといったものです。ぜひとも、こういったＤＸの活用も考えていただきたいのですが、いかがでしょう。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） まあそういう部分も必要だというふうには考えておりますが、そういった場合はやはり大規模な時かなというふうには感じております。実際、今回職員を、能登半島のほうに職員を派遣した場合ですね、タブレットで実際されてるということは聞いておりますので、町でそういう体制で、例えばタブレットをたくさん用意してということまではちょっとどうかなというふうに、そこまではやっぱり大規模になったときは、国とかいう支援を受けながらですね、できていけるものかなというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○9番（沖田） 先ほどから罹災証明書、様々な被害認定調査のことなどを申し上げておりますけれども、職員にも負担がかかる、被災者にも負担がかかるということを考えますと、やはり職員の負担が軽くなることで被災者も守られるといったことになりますので、今後検討いただきたいと思います。

災害時には、こういった災害対応があるために通常業務が滞るといったことがございますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（時光） 西岡総務部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○総務部長（西岡） 大きい災害、甚大な被害が本町にかぶってきた場合には、確かに職員大変な状況、業務がですね継続していくのがなかなか難しい状態に追い込まれることはございます。ただ、今回の輪島市等での対応もそうですが、対口支援ということで、国からの応援支援も派遣等もされますし、その段階で通常業務を、住民の皆様に迷惑からない程度ですね、必要最低限な業務は続けていけるように計画しているところがございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○9番（沖田） 避難所運営については、町内在住の防災士や自主防災組織また避難者自身で運営できるような取組が進んでいるようですので、そういったところは職員通常業務につけると考えますので、そのように協力してやっていただきたいと思います。

次に、気象防災アドバイザーについては防災リーダーである危機管理専門員が対応しているということですが、多くの情報が錯綜する中で、より専門性の高い気象防災アドバイザーからの助言は、気象台からの情報提供よりも迅速に行えると考えます。

南海トラフ巨大地震などが発生した場合、広大な範囲で被害が想定されますので、気象台は熊野町だけに情報を提供するわけではないと考えます。リアルタイムに助言ができる地域の特性を理解した気象防災アドバイザーの配置を、今後検討していただきます

よう要望いたします。

熊本県の危機管理防災企画監は、防火のプロは消防、防犯のプロは警察、防衛のプロは自衛隊、防災のプロは自治体であると言われていています。住民の命を守る「防災のプロ熊野町」を目指し、さらなる防災体制の強化を要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、4番、福垣内議員の発言を許します。

福垣内議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（福垣内） 4番、福垣内邦治です。本日は通告に基づき、「一般ごみ収集方法の改善に取り組んでいるか」に関しましての質問をいたします。

大まかな質問内容は、一つ、高齢者のごみ出し支援は改善拡充が行われていますでしょうか。

二つ、収集曜日などに柔軟な対応を検討していただきたい。

三つ、役場などから出るごみは減っているでしょうか。

四つ、災害のおそれのある避難情報発令時における収集に関して、の4点です。

ごみの問題はとても身近な問題です。全ての人が日常生活の中で避けて通れないことであり、日々の人々の環境意識の高まりなどを考えますと、広くは次世代へも影響を与える問題でもあります。

身近な問題として考えますときには、自分でごみを集積所まで持っていけない独り暮らしの高齢者世帯は年々増加しており、住民福祉の観点からも早急な対策が求められています。

子育て支援、少子化対策として補助金や給付金が各種検討実施されてまいりました。熊野町により多くの若い世代に移り住んでもらいたいとの思いから、町独自の試みも行われておられます。それらも大切ですが、子育てにおいて、おむつの問題は避けて通れません。

苦労したことも、子供が育った私たち世代からしたら懐かしい思い出ですが、今現在、子育てに奮闘されておられる御家庭においては、切実な問題でもあります。対応要する

課題の一つかと思います。行政においては、どんどん新しい方法を試してみようとしても、ごみの収集運搬、そして処理までの流れは一つの大きな事業であり、簡単に変更を重ねることも難しかろうと思います。

毎年毎年分別方法が変わったり、ごみ出しの曜日が変わったりしてしまつては、住民の方の利便性が損なわれ、対応する職員の方、業者の方の負担も多くなつてしまい、好ましいことではないと思います。

しかしながら、この先ずっとこのままでいいという問題でもございません。工夫を凝らし、アイデアを出し、住んでいる方々の利便性向上に努めていただかななくてはなりません。そしてごみの減量を考えるときには、何より行政が率先してその対策を進めていかなくてはいけないと考えます。民間に先んじてという考え方を取り入れて、率先して取り組んでいただきたいと思います。

また災害が予想される際には、人命が最優先であることに加え、非常事態が近づいているとのメッセージ性も込めて、ふだんのごみ収集もいつもどおりではないとのお知らせなども、必要と考えます。

最善策が簡単に見つかるものでもないとは思いますが、町の現在までの取組、そしてこれから先の見通しについてのお考えをお聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 福垣内議員の御質問、「一般ごみ収集方法の改善に取り組んでいるか」についてお答えします。大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムであった従来の社会経済の形から、限りある資源を有効に活用する社会への転換が強く求められる時代となっております。それに伴い、ごみの分別への町民の理解を得るとともに、分別収集の徹底を終始し、熊野町循環環境事務所のストックヤードに資源ごみ等を一時保管することで、効率的なごみの資源化を図ることに努めております。

引き続き町民の理解と、参加による循環型社会を形成していくため、ごみ問題やリサイクルについての情報発信やSNSなどを活用するなど、さらなる意識啓発に努めてまいります。

詳細につきましては、住民生活部長から答弁をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） 福垣内議員の御質問、「一般ごみ収集方法の改善に取り組んでいるか」について詳細にお答えします。

まず1点目の、「高齢者のごみ出し支援はについて」ですが、環境省が令和2年度に作成した高齢者ごみ出し支援制度導入の手引きを参考に、検討する必要があると考えております。

また令和6年3月策定の熊野町高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画を作成する上で、令和5年1月から3月にアンケート調査を行っています。このアンケートの高齢者へのごみ出し支援の必要性の質問において、「必要である」との回答の割合は、高くありませんでした。

この結果は、アンケート上の数値であり、高齢者や障害者、体力の低下など様々な理由で支援を求める方がいらっしゃることは承知しており、引き続き手引きや先進地の情報を参考に研究してまいりたいと思います。

2点目の「収集曜日等に柔軟な対応を」についてですが、本町では古くからごみの出し方のルールを決めており、毎年度、ごみの正しい出し方を、住民の皆さんへ配付しております。

平成14年度以降、大きな変更はせず、地域の皆さんには十分御認識していただいている収集日となっていると考えておりますので、柔軟な対応となると収集日を間違えられることも考えられることから、今のところその対応を考えてはおりません。

3点目の、「公共施設のごみ量は減っているか」ですが、各公共施設ではコピーのミスを機械的に減らすことや、ペーパーレス化を進め紙媒体の資料を減らすことなどにより、ごみの減量に進めております。このことについては引き続き関連部門と調整の上、さらなるごみの削減につなげていきたいと考えております。

最後に4点目の、「災害時における収集に関して取り組んでいるか」についてですが、災害の発生のおそれのある避難情報の発令時であっても、基本的には通常とおりの収集業務を実施していますが、業務を遂行する上で命の危険を感じる状況となった場合には、協議の上、収集の可否の判断をします。

近年、想定を超える自然災害が発生するおそれがあります。各業者はもとより、私た


~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

– 123 –

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○４番（福垣内） 御家庭でのおむつの一時保管場所に困っているという方という若い方の声にも、しっかりと応えていく必要があろうかと思います。

保育所などで行っていただいている使用済みおむつの処分、この取組は順調でしょうか、評判はいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

○子育て支援課長（熊野） 町内の保育所、認定こども園では使用済みのおむつの処理を施設で行っております。保護者は持ち帰ることがなくなり、保育士のほうは子供それぞれに分けていたという管理の部分がなくなって、双方の負担軽減となっております好評だと聞いております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

○ 4 番（福垣内）　　こういふですね、保育所などでの使用済みおむつの処分なりは、保護者、保育士さんともに負担軽減となり、子育て世代への方には非常によいアピールになるかと思います。

また、熊野町所有地やですね、また町で管理の各施設などへ、曜日を指定しない土日
も利用可能なような全町民対象の収集スペース、ごみステーションなどを設置いただく
ことはできないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） ごみステーションですが、使用される方が管理しますという申請に基づきまして設置させていただいております。曜日を指定しない全町民対象の新たなごみステーションの設置は、その管理面から難しいと考えております。

しかし、熊野町環境事務所におきましては、平日第2土曜日、第4日曜日の午前9時から11時30分までと、午前1時から午後4時まで、全町民の方を対象としまして一時的な大量ごみの持込みを受け入れております。こちらをぜひ御活用いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） 大型ごみ、各種の資源ごみに関しましては、必要スペースの問題もあり、現在の環境事務所を生かすことは大切なことかと思えます。土日においても、受入れ日を設定していただいておりますことは感謝いたします。しかしながら、少量のおむつごみのために、環境事務所まで車を利用して行くことはハードルが高いような気がします。そうされている御家庭も非常に少ないと考えます。

まずはパイロット事業などとして、おむつ専用の収集ボックスなどを、例えば役場駐車場の一角からでもスタートいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡生活環境課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 子育て世代の方々の要望に応えていくことは必要であると考えますが、既存のごみステーションにおきましても、不燃物の収集日に可燃物を出すなど、ルールが守られてない現状がある実情におきましては、おむつに特化したおむつ専用収集ボックスの設置は、適切に利用されない恐れが大きいため、設置することは難しいと考えております。

引き続き、現在設定されている収集日に、各ごみステーションへお出しいただくように御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） ぜひこれもですね、御検討いただきたいと思います。

ごみステーションはですね、一種の啓蒙施設ということになろうかと思います。積極的に受け入れる姿勢を、町には示していただきたいと思います。

続いてごみの減量につきまして、まずは行政からと考えます。先ほどの部長の答弁の中で、ペーパーレス化によ、紙媒体の資料を減らしたとありましたが、実際にどのようなことを実施されておられますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 榎並企画担当部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○企画担当部長（榎並） データベース化については、令和３年３月策定した熊野町ＤＸ推進計画に基づき取組を実施しております。

令和３年度には、庁内ネットワーク無線化及び持ち運び可能なタブレット端末を導入することで、紙資料を持ち運ぶことなくデータへアクセスできる環境を構築し、あわせてグループウェアやファイルサーバーの活用を強化することで、日常的な内部の打合せや協議、各種の会議の場においても、紙媒体ではなくデータによる資料共有を可能としております。

また令和４年度、複合機更新の際にはファクス送受信を電子化し、紙での出力を不要としております。今後もＤＸ推進計画に基づき文章管理、電子決済システムの導入検討など、ペーパーレス化に取り組むこととしております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） ありがとうございます。こういう流れというものをですね大切にしていいただいて、さらにさらに進めていっていただきたいと思います。

それに関連いたしまして、私個人的にいつも気になっている点がございますので、この場をお借りしてお聞きいたします。

町から発送されておられます郵便物についてということになります。固定資産税のお

知らせや、各種保険料のお知らせなどの封筒についてです。

中国電力さんや、大手携帯電話会社さんでは、既に封筒の小窓にセロファンフィルムの使用をやめ、そのまま紙の資源として再利用を即すためだと思うのですが、薄い透ける紙での小窓に変えられているようです。熊野町での対応はどのようなになっておられますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） 本町では事務費削減という観点から、窓開き封筒の窓の部分がセロファンであるものを、より安価ということで多く採用しているところがございます。

熊野町地球温暖化対策実行計画というのを策定しておりまして、その中でグリーン購入、環境配慮契約等の推進を目標達成に向けた取組として掲げており、ちょっとそういう部分では、ちょっと取組が一部足らなかったかなというところはあったかと思います。

単価が倍半分違ったりする、枚数が少なければですね、ちょっとそういう状況もあるんですが、今後はその廃棄の際にそのまま資源ごみとすることができるセロファンでない薄く透けるタイプの窓開き封筒を採用する方向で、進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） ありがとうございます。在庫がなくなったりですね、新規に発注を行われます際には、ぜひとも導入いただきたいと思います。

さらに申しますと、それらの封筒には、「この封筒は窓の部分も紙素材を使用していますので、このままりサイクルできます。」との注記をですね、書かれている会社さんもございます。ぜひとも御検討いただきたいと思います。

ほかにも紙資源の削減のためには、希望者へのネットを通じたメールなどの通知、デジタルを活用した資源削減の観点からの取組も進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 榎並部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○企画担当部長（榎並） メールによる通知文におけるデジタル活用策については、まず各担当部署で検討していただくことになるんですが、今後、マイナンバーカードやスマートフォンを前提とした行政手続のオンライン化により、紙媒体や証明書類の添付を不要にするなど、業務フロー全体のデジタル化等に検討を進め、オンライン申請環境の充実に図ってまいりたいと考えております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） 次の質問に移ります。

近年は梅雨時期、秋の台風シーズンだけでなく、災害級の大雨が予想される日が増えております。天気予報に気を配らなければならない日も多くなりました。避難情報が出て、住民の方々に安全確保を呼びかけている中で、ごみ収集業者さんには、ふだんどおりの収集をお願いしますというのは、いかにもバランスを欠いたことだと思います。避難を町民全体や一部の方に呼びかけておいてとなると、矛盾が生じてしまうこともあると思います。この点いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） ごみ収集につきましては、町民の生活の安定のために、可能な限り実施することが必要なものだと考えておりまして、収集作業員が危険を伴わない範囲で実施していただくようにしております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） 今ではですねある程度前もって降雨の情報収集はできるようになってきていると思うのです。「警報発令時にはごみ収集を行わないです」や、「避難情報発



～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○４番（福垣内） この後ですね、特別な指示が出されないということは、通常どおりごみ収集を行ってくださいね、業者の方、作業される方は受け取られると思うんですが、いかがでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 花岡課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（花岡） ごみ収集は町民の生活に密接に関係していることから、避難情報の発令後でありましても、最新の降雨状況や今後の予想雨量などの気象情報が簡単に確認できること、また、町内にはイエローゾーンなどに指定されておらず、避難を必要としない地域などの比較的安全な区域もありますので安全面を考慮し、分類別の収集スケジュールもあるため、可能な限り予定どおりのごみ収集を行っていただきたいと思いますと考えております。

命をかけてのごみ収集を実施していただきたいとは考えておりませんので、異常気象時には、最新の活動状況を業者にお聞きしたりして、協議により対応しております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 福垣内議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○４番（福垣内） 町とのですね委託契約に基づいて、収集の範囲、条件などが決まっていると思うんですが、その際の説明の中で、警報発令中では安全確保のため収集を先延ばしにしてもらって構わないとの説明を行うか、明文化しておくこともできると思うのですが、いかがでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 花岡課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（花岡） 現状の仕様書の中では個別の案件ごとに明文化はしておりませんが、契約上の疑義が生じた場合には協議する条項がありまして、これにより対応しているところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） 共に安全、人命第一での運用でお願いいたします。

資源ごみについてお聞きいたします。資源ごみのうち、激しくぬれてしまった紙類、ダンボールなどはどのようにする処分されていくのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 雨にぬれてしまった紙類、ダンボール類ですが、資源ごみとはならず、可燃ごみと処理をされています。本来であれば資源となり、売却収益となっているものが、可燃ごみの増加になってしまうのはとても残念なことであると思っております。

町民の皆様にも御理解をいただき、御協力をいただくように努めてまいります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○４番（福垣内） 天候ばかりはどうしようもないという点もあるんですが、本来資源として再利用できるものに無駄な処理費がかかっているということになれば、損失でしかありません。町民の方への周知も、進めていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 議員御指摘のとおりだと思います。改めて、広報等で周知してまいります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○ 4 番（福垣内） 処理費に関連しての質問となりますが、町から広域での負担金として、税金が投入されているものと推察します。もし町外からのごみ、特に大型ごみ、粗大ごみなどが持ち込みされ、それが無視できる範囲を超えているとしたら問題であろうかと思いますが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 大型ごみの町外からの持込みにつきましては、大きな問題であり、解決すべき課題であると認識しております。これまでに職員によるごみステーションの巡回をしたことはありますが、その成果は一時的なものでありまして、決定的な解決策とはなっておりません。

引き続き他地域の情報を集め、有効な対策を検討してまいります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○ 4 番（福垣内） 他の市町村さんではですね、ごみの有料化、指定有料ごみ袋の購入などが進んでおります。熊野町では、すぐの有料化ということは考えておられないというようなことでしょうか、いつまで無料でのサービスが続けられるのかと心配になる点もございます。大型ごみ用のシールなどの配布など、町内外のごみが分かるように、町民の方へお手数をかけることとはなりますが、貼付、添付をしていただくなど、外部からの持込み抑制の観点から有効かと思いますが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 大型ごみが町外から持ち込まれることに対しての対策は必要であると考えております。大型ごみへのシールの貼り付けも、一つの対策として今後検討してまいります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） ごみの問題は多岐にわたってまいります。今後問題になるであろう不法集積ごみなどの点の対策は、どのようになっておられますでしょうか。また勉強会などはあるのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 不適正処理されている廃棄物のうち産業廃棄物が含まれている場合には、広島県と連携をいたしまして対応しております。引き続き、広島県と情報共有を図りながら対応をしてまいります。

また勉強会ですが、県の主催する研修会の参加など、例年定例的な研修に参加しております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） ありがとうございます。質問は以上です。今後ごみに関する問題は、人々の生活ある限り続いていくかいくことかと思えます。条例制定などは相当程度時間の作業になるかと思えます。都市部で問題となっていることは、喫緊に熊野町でも対策を講じていただかなくてはならないこととなります。先延ばしせず、早急に対策に着手いただきたいと思います。

おむつなどのごみの問題は、当事者でないと実感できにくいものです。子供用おむつだけでなくペット用、高齢者用と多種多様です。困っている方の声に耳を傾ける必要があらうかと思えます。全国レベルではリデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進など意識の高まりを期待するところではございますが、町政におかれましては住民へのきめ細やかな対応を通じて、暮らしやすく美しい町並み熊野の風景が次世代へと引き継がれていくように御尽力いただきたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。

御答弁は結構です。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で福垣内議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

開催は11時から。

（休憩 10時46分）

（再開 11時00分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、10番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 10番、片川でございます。

本日は、通告どおり「平成26年12月定例会において私より発議し議決いただいた『老朽化している教育施設の整備促進を求める』以降の教育施設の現状」と、「河川管理」について、2点お伺いいたします。

1点目、発議以前より幾度となくお願い申し上げ、耐震補強工事予算を理由に先延ばしであった老朽化した教育施設整備、平成27年度に耐震工事を終了し、発議議決後、早いもので10年を経過しようとしております。そこで、町長部局と教育委員会の整備改善努力、そして成果と経緯について、教育施設、教育現場の今後をお伺いいたします。

2点目、梅雨、台風、線状降水帯、ゲリラ豪雨、災害と町民生活の安全に直結する不安要素が増大する時期となってまいりました。町民の安全・安心を改めて念頭に置いていただかなければなりません。そういった意味からも、昨年9月定例会一般質問においてお伺いした、河川管理についてのその後の動向を、検討、成果そして今日から含め、どう検討・執行なさるかをお伺いいたしたいと追跡いたします。

以上2点、お伺いいたします。詳細な御答弁を求めます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 片川議員の二つの御質問のうち、1 番目の「平成 26 年 12 月定例会において発議し議決した『老朽化している教育施設の整備促進を求める』以降の教育施設の現状」についての御質問は教育委員会からお答えし、2 番目の「河川管理」については、私からお答えいたします。

昨年 9 月以降、渇水期において町管理河川の河川浚渫工事や、河川改修工事を実施しております。また今年度も財政上有利な起債を活用して、当初予算で町内普通河川改修費を確保しておりますので、引き続き、町民の安心・安全のため、適切に河川管理を実施してまいります。

詳細は、建設農林部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 片川議員の 2 番目の御質問、「河川管理について」詳細にお答えします。

昨年 9 月に質問した河川管理について、9 月以降の動向等につきましては、昨年度町管理河川では 9 か所の河川浚渫、17 か所の河川改修を実施しております。今年度につきましては、町内普通河川改修事業として 3,400 万円の工事請負費を当初予算で確保させていただいており、河川浚渫や河床改修を予定しております。工事の実施に際しては、今後の出水に伴う河川の堆積状況の変化や河川施設の変状の状況、地域の要望などを考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

また、県管理河川につきましては、昨年度、二河川や熊野川の浚渫工事を実施いただくとともに、災害復旧工事として二河川、熊野川の護岸整備をしていただいているところでございます。引き続き町民の安心・安全を確保するため、適切に河川管理を実施していただくよう、適宜県への要望を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 片川議員の一番目の御質問、「平成 26 年 12 月定例会において発議し議決した『老朽化している教育施設の整備促進を求める』以降の教育施設の現状に

教育施設の整備促進につきましては、令和２年１２月に学校施設の予防保全的な維持管理、計画的な修繕や改善、あわせて中長期的な視点から財政負担を軽減・平準化を図ることを目的に、学校施設長寿命化計画を策定し、学校施設の長寿命化を図っているところでございます。

計画は人口の推移や、児童・生徒数の将来推計、財政状況、学校施設の保有量等を考慮した上で策定をしておるところでございます。計画の中には、今後の学校施設の維持、更新コストを踏まえて１０年間の実施計画を策定しており、この実施計画により修繕・改善等を実施し、適正な教育環境を確保してまいりたいと考えております。

また、平成２６年度に行われた当時の文教委員会の学校視察により御指摘をいただいた３７か所についても、２７か所、約７割程度を対応しているところでございます。残りの箇所につきましても、長寿命化計画と併せ危険度、優先度を踏まえ、計画的に実施してまいりたいと思っております。

〇議長（時光） 片川議員。

○ 1 0 番（片川）　まずもってですね、執行部の平素の積み重ねによりですね御努力、大変感謝申し上げますところですが、平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日付で、インフラ長寿命化計画が総務省より提示されており、翌 2 7 年 4 月 8 日付で学校施設の長寿命化計画策定に関わる手引き、これが文科省より示されておるところでございます。

その中で平成25年11月に策定されたインフラ長寿命化基本計画においては、各インフラ管理者が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画を策定することと、学校施設の長寿命化計画を策定する際の基本的な考え方や留意事項、計画に盛り込むべき事項等を示し、押さえておくべきポイントや具体的な考え方等を解説した手引きを作成と示されております。

この指針はですね、築25年以上で改修を要する施設が8割であることによる安全上、機能上の問題点。今後見込まれる膨大な老朽化施設の更新需要、そして国・地方ともに厳しい財政状況、児童・生徒数の減少という学校施設の現状を捉まえ、その上でよりよい教育施設環境の確保、効率的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減、予算の

平準化、今後の方針の共有による学校の関係者、地域住民の理解の促進のため示された指針でございます。

その上、平成26年12月定例会において、老朽化している教育施設の整備促進を求め、る発議させていただき議決したにもかかわらず、学校施設長寿命化計画の策定が令和2年12月までなぜかかったのでしょうか。指針においては、築25年以上で改修を要する施設が8割、このように問題視しているところにもかかわらず、当町においては築40年から50年の施設でございます。

この安心安全、心、教育環境の町民への影響が大変危惧されるところであるように思われます。

あわせて26年調査の修理項目、要望について7割修繕済みとのことでございました。誠にありがとうございます。ですが、10年で7割ですね。対応が遅いように思われます。ともすれば、最初に届けられた修繕箇所、また修繕箇所になってませんか。教育の町宣言をした当町にふさわしい対応がなされておりますでしょうか、経緯をお聞かせください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~〇~~~~~

○教育部次長（須賀） 議員御指摘のとおりですね、学校施設の耐震工事についてですね、平成28年度末までに完了するという期限がございましたので、平成25、26年度を中心に急ピッチで耐震工事を行ってきた経緯がございます。それが平成27年度に第四小学校、東中学校の体育館、及び熊野中南校舎の耐震大規模改修工事が、最後に学校施設の耐震工事が終わったというところです。

その後につきましては、学校施設長寿命化計画を策定をしてこなかったわけなんです、施設維持管理計画というものを計画しておりますが、こちらのほうで平成28年度から30年度まで、小中学校の校舎の各種大規模改修を行ってきたところでございます。

それでその後につきましては、平成30年豪雨やコロナ対策のこともありまして、令和2年度まで空調設備の整備や防水工事等を中心に、修繕工事を行ってきたところでございます。こういう理由がございまして遅れを取るといったことになっております。

また26年度に行われました学校施設の指摘にありました箇所につきましても、7割ということになっておりますが、残りにつきましても今、長寿命計画を策定しております

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○ 10 番（片川）　そうですねちょっと遅いんですね。確かに災害もございました。コロナ等もあって町政のほうもですね、執行が難しいところあったんだと思いますけど、計画の策定というものに対する着手というものはですね、もっと早くできたんだろと思うんですよね。まあいろいろございます。大変だったと思うんです。大規模改修等やっていたということは、私も御承知いたしておるところではございますが、何分にも見苦しい目指すところが、まだ手つかかずに部分もございます。その辺も御検討ください。

それではですね、当町の施設、ＲＣ造、鉄筋コンクリート造がほとんどでございます。コンクリートの剥離、鉄筋の腐食が目立つ施設がとても多いんですね。要因はどう理解されておられますか。

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀）　鉄筋コンクリートに生じる劣化にはですね、まず第１点目に、コンクリートの変質、組織の崩壊、ひび割れ、欠けなどのコンクリート自身の劣化があります。そして二つ目が、鉄筋の腐食があるというふうに考えております。とりわけ鉄筋の腐食につきましては、屋上防水機能の低下等が挙げられるというふうに考えております。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○ 10 番（片川） 修繕時、時期等のですね踏まえてですね、根本的に見直してもらうことが必要なんじゃないかと思うんですよね。柱型、梁型、そして壁面ですね、これも鉄筋からのですね、被覆圧が非常に薄いなど感じる建物、欠損してるところを見ると思うん



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 校舎の屋上全体の大きな改修につきましては、長寿命化計画に基づき実施しているところではございますが、簡易的な防水工事、こちらを含めますと建物が多いですので、ほぼ毎年行っている現状がございます。

今後の計画につきましてはですね、長寿命化計画のほかにも校舎等の状況に合わせて定期的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 外部防水がですね効力を失うと、目に見えない部分から浸食により内部設備、施設への悪影響を与え、ランニングコスト、コストパフォーマンスの面からも非常に悪くなると思います。ますます財政を逼迫し、悪い環境を生むように思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、当町ではですね陸屋根の施設が多いわけですが、陸屋根の防水、シート防水が主流かと考えられますが、この耐用年数は何年と考えておられますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 校舎等の屋上防水に広く利用されています防水シートにつきましては、15年程度の耐用年数があります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 予算の関係上、15年という見方をするんでしょうけど、もっと早くね、大体10年すると切れる、防水効力が切れる思われてもらわないと建物の維持が難しいんじゃないかないうような気がしております。よろしくお願いいたします。

適時防水処理をなされているか、どのぐらいのスパンで、1回の費用は部分補修のその場合も併せて教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 長寿命化計画に基づきましてですね、年度ごとに工事を計画をしております。大規模改修でのシートの全面的な張替え等、防水工事は何千万という単位で費用がかかります。また小規模なものにつきましても雨漏りの原因調査や、目視による防水シートのひび割れや剥がれ等に対応するために、部分的なシートの貼り付けや防水塗装等で適時修繕を行っております。

費用につきましては、修繕箇所の面積や箇所によっても変わってきますけれども、簡易工事以内、５０万円以内ぐらいで行っているというのが現状です。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○１０番（片川） 何分にもね予算かかることですから、部分的な修繕も毎年のようにあるんかも分からんですね。ただ、この際にですね、しっかりとですね、下地がどうなっておるのか。防水をやり替えるときの部分補修にしてもですね、下のコンクリートの状態が悪いと、幾ら接しても無駄なことになりますので、その辺も考慮してください。この陸屋根の防水機能劣化はどう考えておられるかということなんですね。何年かに一度、１，０００万単位の予算を今後も投じるのであれば、今後陸屋根を順次、勾配屋根になさる検討をされてはいかがでしょうか。このほぼほぼ陸屋根防水改修費用で勾配屋根を作成でき、なおかつメンテナンスも安価であると思われそうですが、いかがお考えですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 寺垣内部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○技術担当部長（寺垣内） 経済性等を考慮しながら、効率的な工法を選択してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） ぜひですね、部分箇所しょっちゅう繰り返して、何年かに一度大規模改修の防水いうようなことをされるのであればですね、今後しっかり考えていただきたいと思います。

続きましてですね、RC造は鋼構造で耐震性に優れ、町民、児童生徒の安心安全に適したものであるが、防水効力が落ちると気づかないうちに剥離による事故、躯体耐弱化、そして内部劣化が生じ、児童・生徒のけが・事故につながることであり、心の成長にも悪影響でございます。ただでさえですね、RC造の耐用年数は47年と言われております。注視いただきたいと思いますが、いかがお考えですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 立花教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 経年劣化によりまして、校舎のコンクリート自体の劣化っていうこともございます。コンクリートが劣化するということになればですね、ひび割れ等々生じまして、そこから空気でありますとか水でありますとか、そういうものが入ってそうすることによって鉄筋がさびて、いわゆる鉄筋爆裂ということで、校舎の特に外壁の一部がですね落下するって、落下して重大な事故につながるっていうことは、今40年、50年経過した校舎につきましては、いろいろなことがあるように思われます。それを見ております児童生徒についてはですね、やはり不安が付きまとうということも十分に認識しております。

現在のところですね、事故につながる場合もあると思いますので、事前にそういう兆候がある建物校舎につきましては調査を行いまして、外壁をですね、一部もう全部取ったりとか、取ってまた鉄筋の爆裂、そういうものが起こらないようにさび防止というんですか、そういうものをしながら安全を確保しながらやっているところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） そうですね、おっしゃるとおりそのとおりになってますね。

今、団地の県営を立て替えしておりますよね。その立て替えるまでの悲惨な状況と、

同じような校舎がございます。十分にね、注視いただいて努力いただきたいと思いますところ。

このたびですね第三小学校の改修工事の予算が、本年度に組まれているところでございます。この計画ですね、南校舎の建て替えに際してのコンクリートの剥離のひどいところですね。調査設計、計画予算との理解でもよろしいんでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 熊野第三小学校南校舎につきましては経年劣化によりまして、外壁・内部等の健全度が低くなりまして、改築これは建て替えが必要と判断されております。計画では改築に向けて本年度、基本計画・基本設計を実施しまして、来年度実施設計、そして早期に工事に着手できればというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○ 10 番（片川） 承知いたしました。誠にありがたいことだと思いますが、この進め方ですよ。新築後、南校舎解体と仮設校舎建設後、そして解体、新築との費用対効果との違い、そして工期、児童へのメリット・デメリットをお伺いしたいと思います。

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 改築に伴いまして、仮設校舎を建設をしてということにつきましては、現在の建物の配置、変更せずにすむものの改築事業費とか引っ越し建設をしない配置計画を、すいません建築事業費とかの引っ越しを２回行うということになりまして、学校への負担や児童への負担がかかります。工期に与える影響も大きいと思われますので、改築時には仮校舎を建設しないというようなことで、配置計画を検討したいというふうに考えております。

その検討に当たりましては、建築のまとまりや校庭の大きさなど教育環境の面を考慮して、学校の建築における制約や要望など視点も踏まえて、改築後にも良好な環境が保て

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川）　一つ確認させていただきたい。非常にメリットがあるんでしょうが、校庭というものですよね。今、私が想像いたしましたこれ校舎を一つ先に建てることになったらですね、校庭の確保はできるんでしょうかね。

○議長（時光） 立花教育部長。

○教育部長（立花） 仮設校舎を仮に校庭のほうに建てた場合、校庭の場所が確保できるかということですが、新校舎ですね。新校舎そうですね確保できるような配置等を、基本計画でございませうか基本設計のほうで考えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川）　ぜひともですね、そのスペースをしっかりと確保いただきたいと思います。  
す。お願いいたします。

それですね、次にR造、鉄骨造もございますね当町に、R造の防水が大変重要でございまして。これに対する防水塗装は適時なされておられますでしょうか。

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 鉄骨造ということでございますが、主に体育館や武道館において屋根の改修、防水工事を行っているところでございますが、状況によっては屋根や外壁に防水塗装を行っているという状況でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） そうですね、武道館とかですね、第四の体育館これ耐震補強に合わせていただいたんでしょけど、屋根の改修済んでおりますね。ただ、校舎のベランダ、手すりとベランダの手すり等ですね、そして通路、駐車場棟の屋根、躯体鉄部のさびが非常に目立つんですね。特に第三小学校体育館の屋根、これはサビでできとるんかなというぐらいひどい状態になっております。非常に教育施設として見苦しいことと、さることながら雨漏りの直前と危惧されるような状態になっておるように思いますが、早ければ塗装するんでしょけど、長く放置すればですね、穴が開くのを待っとるんかなという感じがいたしております。吹き替えでわざわざ大きな予算を使う予定なのか、屋根材に雨漏りを発生させればですね、屋根の下地も傷みます。これまた下地からやり替えることになると、また予算余分にかかりますね。で、長いこと放置すればですね、床材も壁材も傷んでくることになってまいります、いかがお考えですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 校舎のベランダとか手すりですね、こちらのほうの点検というか、建築基準法で定められております12条点検、こちらのほうや日常点検を実施しております、緊急性・安全性を考慮し順次修繕を行っている状況です。

それで熊野第三小学校体育館の屋根につきましては承知しているところではございますが、何せ先に修繕するところが多くて、修繕に至ってないというのが現状でございます。現状を注視しつつ、早急に早期に修繕したいと考えております。

それで一応、長寿命化計画中でも第三小学校の体育館は計画しておりますので、それがもう早くなれば早くなるように考えてみたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） ちょっと一つ教えてください。この12条点検とは。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 12条点検というものでございますが、定期報告制度ということで、不特定多数の人がですね利用する建築物においては、所有者、管理者は専門技術を有する資格者等に定期的に調査・検査をさせてですね、その結果を特定行政庁に報告することが定められたということで、点検を行っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） はい、ありがとうございます。

学校施設長寿命化計画の策定までですね、発議決定より7年、そして文科省の指針より8年を要しております。公民館・図書館等の社会施設の計画策定はどうなっておりますですか。

今後また7、8年かけて策定される御予定なのか、また新たに建築されたみらい交流館そして西東防災館も新しいございますが、視野に入れて検討、計画なされておられますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 社会教育施設等につきましても、毎年度見直しを行っております施設維持管理計画により大規模工事等を実施しておりますが、比較的新しい防災交流センター等につきましては、大規模な改修計画は現段階では計上はされておりませんが、10年後には計画に上がってくるものと想定をしております。

あと社会教育施設のほうの個別の計画というのは、現在考えておりませんが、従前どおりの施設維持管理計画により執行してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 計画途中ということで捉えればいいんですかね。これまずいですね、遅れ遅れの要因となるんじゃないかなろうかと心配しております。西も東も敢行直後にですね、大きな不安要素ございましたよね。もうあえてこの場では言いませんが、喫緊の策定、実行を要望いたします。

それで、発議・議決されたことはですね、学校施設だけではないですね。学校社会、体育施設全体の整備でございます。お忘れなきよう喫緊に長寿化事業計画を検討実施いただきたい。

次に平成29年9月定例会においてですね、学校施設及び体育施設への空調設備整備促進を求めるを発議し、少数反対の中議決いたしました。近年の児童・生徒を取り巻く気象温度は異常な状態でございます。空調整備の現状を問います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 普通教室につきましては、全室空調が整備をされております。補助金や交付金を利用しながらですね、特別教室の空調設備を現在整備しているところでございます。また町民体育館におきましては、災害の避難所ということで空調が整備されておりますが、各学校の体育館につきましては整備をされておられません。大型扇風機や換気設備で対応しているというのが現状です。

今後につきましては、国の動向に注視しつつ、早期に空調設備が設置できるよう計画を考えていきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） はい、ありがとうございます。

社会体育施設は御承知のとおりですね。全町民、老若男女の生涯スポーツの拠点でございます。学校施設同様、引き続きしっかり管理・維持いただきたいと思いますがいかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

○教育部次長（須賀） 社会教育施設も同じように管理をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（時光） 片川議員。

○10番（片川） 社会施設もですね、そして学校の体育館、これにしてもですね空調のほうをですね、また今年も異常な暑さになってくるんじゃないかなというところを非常に感じております。生涯スポーツの観点からもですね、夕方から活動される団体も多いわけではございますが、これもしっかり視野に入れていただきましてですね、検討いただきたいと思います。何分にも予算がしっかりかかるところでございますので、一遍に一朝一夕いうわけにいかんでしょうけど、一つよろしく願いいたします。

時間がないので、都合上ここで町長部局にお伺いいたしたいと思います。

令和4年6月定例会においてお伺いしたことでございます。基金を取り崩して購入した川角大原の土地活用はいつまで御放置なさるのかな。グラウンドゴルフ場用地として平成29年に基本計画なされ、平成30年に実施設計、その後、避難道建設によりグラウンドゴルフ公認コース建設は適さない土地となりましたが、避難道上ですね、3,805約平米ございます。下部において3,456およそ平米ございます。延長190メートル、幅の広いところで120メートル、狭いところで50メートル、この土地、町有財産の有効な活用をなさるべきと考えます。いかがお考えでございましょうか。

○議長（時光） 岩田副町長。

○副町長（岩田） 御指摘のように前回、今のグラウンドゴルフ場で土地を取得して、災害を契機にまあそこが道路ができた、それによって敷地が分断されて当初のグラウンドゴルフ場ができなかった、おっしゃるとおりで、こういうことがあって御質問をいただいたと思います。

それですぐそれを受けまして、まあ当初がスポーツ施設で土地取得をしたということ

で、教育委員会の担当のレベルなんですけど、面積的にまずこういった施設ならこの残りに可能なのかという程度のまだ机上なんですけども、その程度の作業はさせていただいたんです。ただですね、町のほうにその当初グラウンドゴルフ強い要望があってやったんですけども、それ以外の要望は受けてませんでしたので、また町のほうも、それ以外の計画を持ってなかったんで、先ほど言いました作業はこれ今後何かをやるときに、こういった施設なら入るかなという検討する、それはそれとして十分な検討な趣旨になるんですが、その後についてはやっぱり用途が目的がはっきりしてから、やはり高低差がありますので、どうですかお金がある程度経費を投じて設計等をしていく必要があるんで、作業としてはそこに止まっているということでございます。

それで繰り返しになりますけども、まだの利用計画というのもグラウンドゴルフ場を要望した、その要望も立ち消えになりましたし、それ以外の要望も今のところ町のほうもないと。で、町のほうも今工房のほうに注力している中で、代わりの施設をすぐに何がいう計画もないもんですから、今のところは保留状態になってて、その後、新しいプランが浮かんだりとかですね、また要望等があるようでしたら、それについて対応していくという今姿勢でおらせてもらってます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 要望がないということだったんですが、この間の質問で、テニス連盟からの要望がございますということを申し上げたつもりなんですけど、テニスコートの整備、これをお忘れなきように。

重ねて提案でございますが、生涯スポーツの一例として、ウォーキング・サイクリング・水泳・ヨガ・テニス等挙げられますが、「最も長生きできるスポーツの種目は」と題し、約8万人を対象に英国オックスフォード大学、エジンバラ大学の共同で調査研究され、オーストラリアシドニー大学研究チームがまとめられました。2016年11月に発表されたものであります。その中で、第1位がテニス、スカッシュなどのラケットスポーツ、また「最も寿命を延ばすスポーツはテニス」と題した中で、1位はテニス、2位はバドミントンとの発表が、神戸大学名誉教授山口泰雄氏よりもされております。このようなことからですね、テニスコートの整備を以前も質問内で提案した趣旨も併せて御提案申し上げます。

極力、箱物を小さく、有事の時も利用できるよう、一時避難所・ヘリポートでの共有できる整備としても適していると思います。時間がないので、答弁はよろしゅうございます。ぜひともお願いしておきます。

重ねて、駐車場も足らない状態もございます。あわせてグラウンドの入り口横の土地、冒険広場の有効利用も検討くださいませ。そういうことを要望いたしまして、この質問を終了いたします。

続いて河川管理でございますが、非常に時間がなくなりました。配分が下手なもので大変申し訳ない。質問を短縮いたしましてですね、2点だけお伺いいたします。

1点目、安全安心のため、浚渫についてでございますが、前回の答弁において町河川は30年以降、起債対象で適時実行中とのこと。先ほど来も答弁の中にございました、後手後手と見受けられる部分が時々見受けられますね。追いついてないようです。早め早めの浚渫を要望いたしたいと思います。また県管理の河川についても、後手後手でございます。どうかですね、今から雨が増えてまいります。それまでにですね、目につくところはですね、しっかり浚渫の努力をしていただきたい。

そして、予算につきましてはですね、昨年度と横ばいになってございます。これもまた起債ということもあるんですが、有利な起債でございますので、しっかり御検討いただきたいと思います。一つよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 短めをお願いします。堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） ありがとうございます。浚渫につきまして、いずれにしても後手後手にならないように考えてはおるんですけども、やはり全てが同時期になかなか対応できないという現実問題もございます。その辺も踏まえまして、極力その住民生活に影響がないような形のものから率先してやっていきたい。

予算の確保につきましても、起債とはいえですね有利なものでございますので、それがあまる間は最大限活用するということを念頭に置いて、予算計上していきたい。県につきましても、要望をしっかりと話す機会がございますので、繰り返しになりますけれども、しっかりした声を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） あの時期が時期ですのでですね、しっかりお願いいたします。昨年と同じ答弁だったように思います。横ばいでないように、足りないものは予算を取っていただいてですね、実行いただきたいと思います。町民の安全が第一でございますので、一つよろしくお願いいたします。

最後に2点目ですね。町内一斉清掃の時期は変更なさいましたか。近年の町民を取り巻く異常な気象状況を鑑み、昨年お願い申し上げたところでございます。改善なされていないということはないですよ。いかがでしょうか。まさかとは思いますが、熱中症警戒アラート、昨年もですねその時期発生しております。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） まず結論から申し上げますと、今年も会議の中でいろいろお話をさせていただいたんですが、今年度の予定については予定どおり実施、実行するという事になったそうです。

それで、特殊事象なんです、これ非常に難しい問題だというふうに思います。まず議員もいつも言われるんですが、この管理は町または県、公共ですね、公共がやるのもう責務でございますので、そういう状況ではありますので、町内一斉清掃をなぜするのかということもあって、御指摘のようないろいろな意見が出ているところなんです。それで、こういったボランティア活動ですので、当然参加される方の中にいろんな意見があると、当然のことだというふうに思います。

ただ私思うんですがその一方でですね、これいつかちょっと担当が答弁したと思うんですが、この川掃除って昔言ったらしいんですけども、団地造成以後に始まったと。もしそうだとすると、60年近く続いているわけなんですよ。そうしますと、私どもはこれはすごくすばらしい文化だなというふうに思います。それと同時にですね、自分たちの町をきれいにしようという、町民の中に慣習があるっていうのは、河川の管理者としてはですね、大変感謝しているという状況でございます。

それで現状、これは私の地域しか私は分からないんですが、私の祖父母の時代ぐらいからもうずっと続いてまして、私も出てたんですが、毎年川に入って、機械も使って作

業をしています。で、これは私の記憶では、誰からもその作業に関して指示を受けたことはなく、自然とみんなで作業を進めるというような状況になってます。これが全てかどうか分かりません。ただ、そういうふうにはですね、地域地域の判断でやってるっていうところも実態としてはあるのかなと思って。町の公衆衛生推進協議会も、やはりそういった地元の地域の判断というのはですね、尊重されてるんじゃないかという、そのように感じておるんです。これは分かりません、ほかの地域のことは分かりませんので、そこら辺を公衆衛生協議会の中でいろいろ話していきたいというふうに思うんですが、やはり皆さんがですね、納得されるような解決っていうのはなかなかいろいろな意見があって難しいと思うんです。ただおっしゃるように、危険な作業とかですね、危険な場所とか危険な作業は避けていただくので、決して強制的なものではありませんと、こういったボランティアですから、こういった周知っていうのは必要だというふうに思いますし、時期に関しましてもですね、果たしてその地域の皆さんは同じような時期を本当に望んでおられるかどうか、ちょっとばらばらだったらっていうのもありまして、この辺りもあって、公衆衛生推進協議会、地元の声も一番把握されてるでしょうから、我々のほうからどうでしょうかっていうのをやってることです。

今年度は、先ほど申しましたようにそういう結論になったんですが、今後も引き続き粘り強くこの話はしていきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） おっしゃるとおりでね。よく私も分かるんです。私も子供の頃から熊野におりますんでね、見てまいりもきましたし、掃除もしてきました。ただ団地ができてから、はなわったんだらうということでございましたが、それは皆さんの良心的な思いから行われたことで、すばらしいことだと思うんですね。

ただ現状ですね、もう気象状況が明らかに違うんですね。これともすればまた人災を起こしますよ。ここしっかりね、町民の安心・安全いうものをですね各担保いただきたい。その中で、常に公衛協だという言い方おっしゃるわけですね。ですが、昨年においてはですね、西川部長のほうの答弁からですね。あまりにも早急な答弁、早急な答えが出せないと、今年要望したことだからできないと、何年も前から町議会議員のほうから何人かの質問をして要望しておると思いますね。それで去年の町長の答弁、今年は徹底

しますということでございました。この答えをもう一度お聞きしたい。そして町民を守っていただきたい。一斉清掃はね必要なことなんです。ですが、この川掃除というものの、管理いうものは行政にございますので。川掃除いうことはね、もうこれなくそうじゃないかと。これ町長にもう一度、去年と同様答弁いただきたいと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 三村町長、簡潔にお願いします。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） これはですね、公衆衛生推進協議会、自治会長がほとんどの構成メンバーなんですが、提案申し上げましたがやはりですね、その中の話合いでどうしてもですね、熊野町は農業地域の町であることは間違いないんで、農業をやられてる方がですね、関係ない人はそれほどでもないんですが、どうしても川に入って掃除をされる。これはもう止めようがないんですね、どうもね。で、時期についても、検討してもらえないかということは申し上げたんですが、やはりこれも難しいということで、この1年間、検討していただきたいということは申し上げたんですが、どうしても従来どおりに戻ってしまうということでございます。

非常にですね、気象も異常な状態になってきておりますので、私としてもやはりこういう時期に実施するのは避けてもらいたいんですが、やはり農作業の関係からとかですね、いろいろそういった問題があつてですね、なかなか改善には至っておりません。これまあ申し訳ないと思うんですが、

まあ引き続きですね、粘り強く交渉して、僅かではありますが改善できる場所があればですね、改善していきたいということでございます。まあやはり実施していただく各自治会、この方々の意見を無視することはできません、さすがに。町長なんてそんなえらくはないですから、はっきり申し上げて。だから皆さんの意見をですね、粘り強く、こういったことは川に入るのはやめましょうとか言うことできませんので、まあ今後も粘り強く交渉していきたいと思います。

回答になっておりませんが、以上がこの一年間の動きでした。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 時間となりましたので、以上で片川議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分です。

(休憩 12時01分)

(再開 13時30分)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、7番、尺田議員の発言を許します。

尺田委議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 7番、尺田でございます。通告に基づき、今回は二つの質問をいたします。

まず一番目の質問、「定額減税と調整給付金について」ですが、国はデフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施することにされました。減税額については、納税者や扶養親族等1名につき4万円ですが、減税の方法については給与所得や年金所得、事業所得などによって違いがあると伺っております。また減税し切れないと見込まれる方については、調整給付金が給付されるということですが、この事務の取扱いやスケジュールについてお伺いします。

続いて2番目の質問、「仮称新峠道と今後の町の道路行政について」お伺いします。

通告において仮称新峠道と表記しておりますが、仮称新峠線ですのでこの場をお借りしまして訂正いたします。申し訳ございません。

この新峠線については、約5年前の令和元年12月定例会において、私が一般質問した内容についての再質問であり、昨日、光本議員の一般質問において、三村町長が5戦目を目指し、立候補の意思を確認しましたので、新峠線における現状及び再選後の計画とそれに付随して町の道路行政についてどのようなビジョンを持たれているのか伺います。

ちなみに令和元年12月定例会において、私が質問した都市計画マスタープランの新峠線構想についての概要でございますが、平本町長時代に立ち上げた新峠線構想ですが、平成17年から平成20年にかけて国や県に町から積極的に働きかけ、国から大きな予算が出て調査されたにもかかわらず、現実的ではないという町長の判断で、町からその働きを止めたという経緯についてと、町の今後の発展と財政確保を考え、広島市、呉市、

東広島市のトライアングルの中央に位置する地の利を生かし、人、物、金の流通と災害時の避難路としての役割を果たす意味と必要性を訴え、この構想の再考をお願いしました。

その回答として町長は、3年後ぐらいに瀬野呉線バイパスの第1期工事が終わって、町内の砂防ダム、砂防堰堤防災センター、これらの災害復旧がある程度めどがついたら、そこからスタートしたいと思っておりますと、三村町長はそのときお答えになられました。現在そのときは来てると思いますが、現在はどうのような動きをされているのでしょうか。

それでは、以上の2点の質問について、執行部からの詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 尺田議員の二つめの御質問、「定額減税と調整交付金について」と、「新峠と今後の町の道路行政について」お答えします。

一番目の御質問「定額減税と調整交付金について」ですが、令和5年の経済対策に基づき所得水準や世帯構成等に応じて、各種給付金の給付及び定額減税が実施されることとなりました。定額減税につきましては、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において実施されます。減税額につきましては、納税者及び扶養親族等1人につき所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円となります。定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税し切れないと見込まれる場合は、差額分の調整給付を実施する予定です。

詳細は、住民生活部長から答弁します。

次に2番目の御質問、「新峠線と今後の町の道路行政について」ですが、新峠線については、国道や軌道系アクセスのない本町における交通ネットワークの強化を目的として、熊野町都市計画マスタープランにも配慮している構想でございますが、現時点では、実現が非常に困難であると認識しております。当面は町内の慢性的な渋滞を緩和するため、広域道ネットワークの根幹となる県道矢野安浦線及び県道瀬野呉線バイパス整備を優先する必要があると考えております。

詳細は、建設農林部長から答弁をします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） 尺田議員の一番目の御質問、「定額減税と調整給付金について」詳細にお答えします。

定額減税については、給与所得や公的年金、事業所得等に係る個人住民税の徴収方法によって特別控除の方法が異なります。まず、給与所得に係る特別徴収の方の定額減税については、所得税は令和6年6月1日以後、最初に支払われる給与等につき、源泉徴収される所得税等から納税者及び扶養親族等1人につき3万円が控除されます。控除してもなお控除し切れない金額は、以後、令和6年中に支払われる給与つき、源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。等に

個人住民税は原則令和6年6月分は徴収されず、納税者は納税者及び扶養親族等1人につき1万円の定額減税後の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月でならして徴収されます。

公的年金等の所得に係る特別徴収の方の定額減税については、所得税は令和6年6月1日以後、最初の厚生労働大臣等から支払われる公的年金等につき、源泉徴収される所得税等から控除され、控除してもなお控除し切れない金額は、以後令和6年中に支払われる公的年金等により、源泉徴収される所得税等から順次控除されます。

個人住民税は定額減税前の年税額を基に算出された10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

また事業所得者等の普通徴収の方の定額減税については、所得税は令和6年分の所得税の確定申告の際に、所得税額から控除されます。

個人住民税は、定額減税前の税額を基に算出された令和6年6月の第1期分の税額から控除され、控除し切れない場合は、第2期分以降の税額から順次控除されます。

次に定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付については、納税者本人と扶養親族の数から算定される減税額が、定額減税を行う前の所得税額及び個人住民税所得割額を上回っており、定額減税し切れないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税し切れない差額を、1万円単位で切り上げて給付します。

このスケジュールについては、事務処理基準日が令和6年6月3日と設定されており、今後事務処理を進め、夏以降の支給開始を予定しております。また住民から自治体への

申請期限については、現在のところ１０月末までとされ、支給は遅くとも１１月末までとされており、これらにのっとり支給事務を進めてまいります。

以上です。

〜〜

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

〜〜

○建設農林部長（堂森） 尺田議員の２番目の御質問、「仮称新峠線と今後の町の道路行政について」詳細にお答えします。

１点目の現状と計画についてですが、議員御質問の新峠線構想は、国道や軌道系アクセスのない本町における交通ネットワークの強化を目的とした、大規模なバイパス構想であります。そのため平成１７年から平成２０年にかけて、国や県と協議を交え検討してきたものの、調査の結果、この構想は地形及び技術面での制約があることや、多額の事業費がかかることから、現状では実現が難しい状況と認識しております。

２点目の町長の長期的なビジョンについてにつきましては、熊野町周辺の広域道路ネットワークといたしまして、これまでに広島・呉自動車道、東広島・呉自動車道、国道２号東広島・安芸バイパスが全線で供用開始し、さらに広島方面と熊野町をつなぐ広島熊野道路は、令和２年度に無料化されております。これらの道路ネットワークの構築により、熊野町を取り巻く交通状況は改善してきておりますが、依然として県道矢野安浦線及び県道瀬野呉線において、慢性的な渋滞が発生しているところが本町の課題となっております。

そのため、県においては、県道矢野安浦線熊野バイパスと県道瀬野呉線バイパスを広島県道路整備計画２０２１に位置づけて、事業を鋭意進めていただいているところであり、これらの事業区間の早期完成に加え、先線の校区に早期に着手していただく必要があると考えております。

一方で新峠線につきましては、都市計画マスタープランに記載している長期的な構想であり、実現すれば町にメリットがあると考えておりますが、これまで平成３０年災害からの復旧・復興や県道バイパスの整備促進を最優先してきたことから、平成２１年以降、国や県に対して具体の動きはできておりませんでした。このたび、町内の災害復旧事業も完了し、砂防激特事業の完成のめどが立ってまいりましたが、県道矢野安浦線熊野バイパス２工区においては、今年度から一部区間で境界立会が始まった段階であり、

まだまだ先が見通せていない状況です。そのため、まずは県道矢野安浦線の整備促進に注力させていただき、事業進捗のめどが立った後に、国や県と新体制構想の協議や検討を再開してまいりたいと考えております。

まず一番最初にですね、定額減税と調整給付金について質問したいと思います。

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

以上です。

それではですね、調整給付の際に定額減税し切れない額を1万円単位に切り上げて給付するということですが、この部分について詳しい説明をお願いします。

○住民生活部次長（福嶋） 納税者及び扶養親族数に基づいて算定されます定額減税可能額がですね、令和6年分の推計所得税額または令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方に対しまして、この上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて支給をいたします。つまり、納税者お一人で4万円の減税を受けるべきところで3万5,000円しか減税を受けられなかったという場合につきましては、残りの5,000円は1万円に切り上げて支給をすることになります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） 今、話をさせていただいておる定額減税についてなんですが、給付金を受け取るには原則個人の申請がなければならないということで、国の事業ではあるんですが、その周知方法っていうのは自治体によって違うそうです。

3番目の質問に入らせていただきますが、調整給付金の周知や申請方法、受け取り方法などについてお伺いしたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福嶋次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（福嶋） 調整給付金の受け取りにはですね、必ず申請が必要になります。対象の方にはですね、手続方法を記載しました案内を、夏以降で送付する予定でございます。申請方法につきましてはですね、マイナンバーカードを利用した申請と書類による申請を予定しております。受け取りにつきましてはですね、申請時に御指定いただいた申請者御本人名義の口座に振り込むことと、あとマイナンバーカードを利用しましたオンライン申請、こちらについては公金受け取り口座に振り込む予定でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 尺田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（尺田） はい、分かりました。

それではですね、徴収調整給付した後も給付に不足が生じるということを聞いており

上、ちょっとこれ以上聞きようもないし、昨日、荒瀧委員なり光本議員の質問の中でですね、これから町の道路行政なり、町長が思い描くビジョンっていうのはある程度私も理解しましたので、言うほど質問することがもうなくなってしまっているんですが、町長今回の新峠線のことについては、ちょっと私が聞きたいことだけ簡単に聞いて簡単に済ませたいと思います。

前回の一般質問において、町長からの回答は冒頭で述べたように、新峠線構想の協議や検討は、前回の一般質問をした令和元年12月定例会から3年後ぐらいに、瀬野呉バイパスの第1期工事が終わって町内の砂防ダム等の建設なり、それらの災害復旧がある程度めどがついたら、そこからスタートしていきたいとおっしゃっておいりました。今回の答弁では、県道矢野呉線の進捗のめどが立った後に、国や県と新峠構想の協議や検討を再開するとの答弁がございましたが、このことについては当初の一般質問以降ですね、どんどん遅れている状況であると思いますし、新峠線の早期実現のためには、町長の政治手腕っていうのが私は問われるんじゃないのかなというふうに思います。

ちょっと話がずれるかもしれないんですけども、昨日の荒瀧議員の一般質問の中で、筆の里工房周辺の公園事業においては維持費・管理費等で、年間5,000万円くらいかかるという話がございました。そのときにですね、執行部のほうは否定も肯定もしていなかったもので、5,000万円ぐらいおおむねかかる見込みであるんだろうなというふうに思ったんですけども、その中で昨日の副町長の答弁では、非営利事業であるから仕方がないというふうに私は捉えました。ですが、その5,000万円というのは町の一般財源から捻出されるものです。その補填ができる新規事業はあるんだろうかということを私は思いましたし、それがなければそのしわ寄せがどこかの事業に来るのか、職員の給与とか雇用体系に響くのかなというふうに、私は思って聞いておいりました。

筆の里工房周辺公園の公園の事業については、筆の里工房を生かすために付加価値をつける事業であると思って、私は賛成しました。個人的には、こういった付加価値をつける事業に取り組む前に、矢野安浦線からスムーズなアクセスができるような道路インフラの整備が先決だと思っておいりましたら、卵が先か鶏が先かという議論になると思って、それを回避するために賛成しましたが、昨日の荒瀧議員や光本議員の質問の中では、その気はあまりないように私は受け取られました。

新峠線の実現は町に大きな経済効果が期待される事業だと思っておいります。移住定住対策や空き家対策、人口減少対策や町の自主財源の確保にもつながり、実現すれば町に

とって大いにメリットがあると私は信じております。

住民に対しては、固定資産税が上がるというデメリットにはなりますが、土地の資産価値については上がることになります。近年、熊野町は公共施設など、いわゆる箱物が増えており、当然その維持費・管理費は増加しております。町は人口減少に歯止め歯止めがかかったとか、前年より人口が増加したとか言っておりますが、私はこのことについては一時的なものだというふうに思っております。

今後、私は今後の町の税収の低下と、それによる行政サービスの低下が心配でなりません。こういったことに対応できる即効性のある事業は、私は新峠線の実現しかないと思っております。

本町は今、県道矢野呉線や瀬野呉線バイパスといった大きな事業を抱えておりますが、それと同時に新峠線の着手というのは到底無理なことだとは、私は理解しております。しかしながら、二つの事業についてある程度めどが立てば、スムーズに新峠線に着手できるような体制がとれるように、今から県・国・近隣市町への行政的な、政治的な根回しは、予算のかかることではございますし可能だと私は思っております。

この新峠線の実現は非常に難しいことということは、私は分かっておりますが、早期実現に向けて町長ができる、今できることはしっかりと尽力いただきたい、そのように思っております。ぐずぐずすればするだけ町の発展は遅れるものだと、私は思っております。このことについて町長どうでしょうか、そういった政治的な根回しといたしますか、近隣市町や県・国のほうに要望を伝えるなどの動きってというのは可能でしょうか、今現在。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 新峠線というの、町長になって16年がたとうとしておるんですが、前町長が国交省というか東京に行かれて、当時、衆議院で九州の衆議院議員さん、道路族のドンと言われとったKさん、個人名は出しません、と赤坂でお話をして、調査費がついたということは町長本人から聞きました。ただ、調査費がつくということは非常に重要なことではあるんですが、それが全てではございません当然、調査した後、設計に入り、それから本予算がついていくということになろうかと思うんですが。結局、熊野町が国交省から認められたのは調査費ということで、実際に調査されたみたいですが、あ

まりにも思った以上に厳しい道路であると。私、呉の出身であれですが、旧音戸橋、ループになってますよね。ああいう感じになるんですね。だから、とてもじゃないがあれではですね、構造上から道路構造上からも大量の車が走るというのは無理なんですね。

だから建設に着手したところで、その程度のことだったのではないかと考えております。これは議会の答弁上お聞きするんですが、これはあれになるのかな、再質問になるのかな確か、反問件かな。僅かでいいなら、ちょっと質問したい、逆に。

○議長（時光） 暫時休憩いたします。

（休憩 14時03分）

（再開 14時07分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 会議を再開します。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） すみません、どうでしょうか。何をどこからどう話していいかちょっと途中で分からなくなったんであれなんですけれども、先ほど町長の答弁の中でですね、その平本町長時代は音戸大橋のようにループでしないといけない、そこまでのルートにおいては立退料なり保証料なり、またそういった技術的な面で難しいということであったんですけども、前回の私のあの一般質問では、ちょうど東広島から広島までの安芸バイパスというものが山際にできたから、そういった2号線までの経路と、先ほどの高低差を解消するためのループ橋っていうんですかね、あれを作る必要がなくなったということで、当時よりかは遥かにコストも削減できるし、当時の計画なり構想よりかは実現が可能ではないのかなというふうに私は理解して、このたびこういった要望なり、あれからどうなりましたかという質問のほうをさせていただきました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 令和元年の御質問からのその後ということで、お答えをさせていただいたつもりでおるんですけども、確かに総合計画であったり都市計画マスタープランに構想、これはそのマスタープラン自体の性格上、長期的な構想を載せておるとい

うことはいろいろな機会でもお話をさせていただいているところだと思っております。
具現化につきましてということで、いろいろなそのほかの道路構想も含めて、具現化を
していくものについては時期がそれぞれあるよというお話もさせていただいたかと思っ
てます。

今、現在、尺田議員おっしゃるように、当時の令和元年から3年程度ということの町
長答弁の中で、それが経過したという中での御質問で、先ほどと重複しますけども、災
害復旧等については一旦めどが立ってきたというのが一点ありますけども、矢野安浦線
の整備については出来庭側からまず地元に入ってきたという、まず第一段階であるとい
うようなことを鑑みてですね、もう少しそこに具体に行くには、まだちょっと時間かか
るという答弁をさせていただいたということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） では、そうですね先ほどまあ当初のですね、町長答弁なり部長答弁の中
にもありましたけども、ある程度のめどがついたら、この構想について国や県のほうに
要望なり協議を行っていきたいというふうな、冒頭そういう回答がありましたので、実
現に向けてですね、おっしゃられたように実行していただきたい。それを強く要望しま
して、この質問を終わらせていただきたいと思います。

町長のですね、今後の道路行政のビジョンっていうのは、当初言ったようにもうある
程度、昨日の質問で、一般質問の中で伝わりましたので、そのことについては今回は省
略いたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で尺田議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終了します。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、報告第2号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）に
ついて、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

報告第2号、令和5年度予算において繰越明許費の御承認をいただいております各事業について、令和6年度へ繰り越す額が確定しましたので、御報告するものでございます。

主な事業としては、物価高騰対応重点支援給付金支給事業などの、国の補正予算により措置され、給付の期限が年度を超える事業や、小規模崩壊地復旧事業などの事業の進捗状況により、年度内に終了できなかった普通建設事業など、計8事業を令和6年度に繰越しをしました。

なお財源につきましては、国の交付金や令和5年度に同意された地方債など、必要な財源を併せて繰り越しております。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、以上で報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第3、報告第3号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第3号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分しました損害賠償に係る事故につきましては、令和6年3月13日、職員が林道上の倒木を切断処置していたところ、相手方が運転する自動車の通行に気付かず、自動車の右前部に切断後の倒木を接触させ、車両に損傷を負わせたものでございます。

これらの損傷について、損害賠償額を24万9,000円として示談が成立したこと

ここに御報告申し上げます。

○議長（時光） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

○ 1 2 番（荒瀧） 大変危険な状態でしたが、まあこのぐらいの損害で済んでよかったかなと私思います、何人ぐらいで作業されてましたですか。

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

○建設農林部長（堂森） この事故につきましては、林道内ということで通常の往来がほとんどないと所ということから、2名で作業しておりました。で、安全確認したつもりではあったんですけども、その辺でちょっと作業に気を取られて、車が入ってきたことの認識がちょっと遅れたということでございます。

○議長（時光） 荒瀧議員。

○ 1 2 番（荒瀧）　まあ林道となりますと、こちらの階段のほうに下りる道なんではないかと思うんですが、結構交通量多いんですね、あそこは。で、近道になります。ですから、マニュアルを作れじゃどうじゃという意見も最近多いんですが、そうではなくてやはり経験者を交えてですね、最悪の想定をしないとイケない。

○議長（時光） 堂森部長。

○建設農林部長（堂森） 私、確認したのは２０センチ程度の直径のもので。先ほど言われました林道につきまして、今回行き止まりの林道ということでございました。行き止まりになっている林道内での事故ということでございます。

以上です。

〇議長（時光） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） まあ、事情は詳しくあれですが。毎年、20センチ、周りになると60センチになりますね、3.14でございます。場合によっては命を取られるという可能性もある大きなんで、この辺りは経験として十分に認識をされましてですね、よき蓄積をするノウハウではないかと思しますので、重々みんなで反省をしながら対応していただきたいと思います。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質問なし」の声あり）

〇議長（時光） ないようですので、以上で報告を終わります。

〇議長（時光） これより日程第4、議案第27号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第27号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして御説明申し上げます。

選挙処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和6年4月1日施行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税や、固定資産税額の減税、減額措置のわがまち特例の新設、各種課税の特例の適用期間の延長など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（福嶋） 議案第 27 号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認の詳細について説明を申し上げます。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日に施行の地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

お手元の資料 1 を御覧ください。

まず 1 の主な改正内容ですが、（1）は、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族一人につき 1 万円の減税を実施することに伴う規定の整備についてで、①の令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設や、②の特別税額控除の算定に用いる所得割の額について肉用牛の売却による事業所得や、上場株式等に係る配当所得等などの適用方法についての読替えの規定を追加するものです。

（2）の固定資産税における特例の新設では、①の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を新設するもので、特例率を 7 分の 6 とするものです。

また、②の認定長期優良住宅に係る特例については、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合に、特例を適用することができる規定を新設するものです。

（3）の固定資産税の特例の年度更新と、（4）の特別土地保有税の特例の年度更新は、課税の特例などについて適用期間を延長するもので、宅地等に対して課する固定資産税の特例や、特別土地保有税の特例を、令和 8 年度までとするものでございます。

（5）は町民税、固定資産税及び特別土地保有税について、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

（6）は、法律の改正に伴う関係条項のずれや、字句の修正などになります。施行期日は令和 6 年 4 月 1 日です。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 固定資産税における特例に新設ということなんですが、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を新設された経緯についてお伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 西川住民生活部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部長（西川） これはですね、地方税法の改正の中で決めれることになってて、7分の6までの範囲の中でということで規定するようになってまして、附則の方で。そこでうちのその率をいっどれだけ採用するかという場合で、その率は決めないといけないですから、それで7分の6ということをしているということです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） それではですね、次の優良住宅に係る特例のことで、一定の要件に該当すると認められる場合について、詳細な説明をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福嶋次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（福嶋） 長期優良住宅の普及の促進に係る法律に規定します長期優良住宅が新築された場合ですが、新築から5年間、当該住宅に係る固定資産税額の2分の1に減額されるという特例がございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第5、これより議案第28号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第28号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、説明を申し上げます。

先決承認しました熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、令和6年4月1日施行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引上げや、低所得者に係る軽減対象の拡充など所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活次長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 福嶋次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(福嶋) 議案第28号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認の詳細について、御説明を申し上げます。

この条例は、令和6年4月1日に施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため地方自治法第1

79条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず1の改正の理由ですが、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行うとともに、経済動向等を考慮し軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額を見直すこととし、政令に合わせて改正したものでございます。

2の改正内容ですが、(1)課税限度額の引上げでございますが、国民健康保険税は基礎課税、いわゆる医療保険分と後期高齢者支援金等分、介護保険分の三つの区分に分かれ、それぞれ所得割、均等割、平等割の税率で計算し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正は、その後期高齢者支援金等分の上限額の改正であり、現行の22万円から24万円に引き上げられるもので、国民健康保険税全体の最高額が現行の104万円から106万円になるものでございます。

次に(2)国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち世帯の所得や人数に応じて、被保険者1人ごとに課す均等割と、世帯ごとに課す平等割について、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置がございます。その軽減判定につきまして、5割及び2割軽減できる対象範囲を拡大するものでございます。

5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乘すべき金額を29万円から29万5,000円に引き上げ、2割軽減につきましては、被保険者等の人数に乘すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げ、その対象範囲を拡充するものでございます。

一番下に示した参考図を御確認いただくと分かりやすいかと存じます。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は14時50分。

(休憩 14時33分)

(再開 14時50分)

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第6、議案第29号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第29号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和7年4月1日以降、施行日についての税条例の改正でございます。

主な改正内容は、新たな後期信託制度の創設に伴う改正などでございます。

詳細につきましては、住民生活次長から説明をさせます。

御審議の上御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 福嶋次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長(福嶋) 議案第29号、熊野町税条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日施行分は専決処分により対応させていただきましたが、令和7年4月1日以降の施行分について、熊野町税条例に所要の改正を行うものでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

まず、1の新たな公益信託制度については、公益信託は公益法人のように期間を設けることなく、信託財産及び受託者の組織能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度ですが、現行では主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや、税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されておりません。このため、主務官庁制を廃止して、公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、公益信託の認可基準等を法定することで、住民からの信頼を確保しつつ使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図るものでございます。

次に、2の主な改正内容ですが、(1)の新たな公益信託制度の創設に伴う改正は、公益信託は公益法人と共通の枠組みで公益認可監督を受けることを踏まえ、これに寄附を行う個人及び法人に対する課税等につき、公益法人並みの税制上の措置が講じられることから、町民税の課税の特例に関する条項を削除するものでございます。

(2)の他の法律改正等に合わせて改正については、私立学校法の改正により生じた関係条項のずれを修正するものでございます。

3の施行期日は、(1)は広域信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日、(2)は令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第7、議案第30号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第30号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、子育て支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 熊野子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長(熊野) 議案第30号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料4を御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1) こども家庭庁設置に伴う条項等の整理ですが、所管館長が厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴い、監督大臣名を厚生労働

大臣から内閣総理大臣へと改正を行うもの、及び基準府例に記載されている子ども・子育て支援法の第19号第2項が削除されたため、条例に記載している条項等を併せて改正するものでございます。

(2) 施設等の管理者の子どもに対する懲戒に係る規定の削除ですが、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

(3) 施設の重要事項の書面掲示等の義務づけに関する改正ですが、施設の重要事項に関する書面掲示について、書面での掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧を供しなければならないとする内容に改めるものでございます。

(4) 電磁的記録による対応に関する規定の追加でございますが、施設の職員の負担軽減を図る観点から、職員が書面等の作成、保存等について、電磁的記録によって対応することができることとするものでございます。

その他、所要の規定の整理を行うものでございます。

最後に3の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

詳細説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第8、議案第31号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜

○町長（三村） 議案第31号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い改正するものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜

○議長（時光） 熊野課長。

〜〜

○子育て支援課長（熊野） 議案第31号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料5を御覧ください。

1の家庭的保育事業ですが、0歳から2歳の乳幼児を保育所より少人数の単位で保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類がございますが、現在、本町においてはこれらに該当する保育事業を行う事業者はございません。

2の主な改正内容でございますが、（1）職員配置基準の改正、①対象となる事業所は記載しています4種類の事業所です。②の職員の配置人数ですが、満3歳児につきましては、現行では児童20人に1人の職員配置でしたが、改正後は15人に1人の職員配置へ、満4歳以上の児童については、現行では30人に1人の職員配置でしたが、改正後は25人に1人の職員配置へ改正するものでございます。

（2）安全計画の策定等の義務づけですが、児童の安全確保については、国が定める基準に従うこととされていることから、①～④に示す内容の規定を新たに整備するものでございます。

（3）送迎用バスの運行時における利用乳幼児の所在の確認及び安全装置装備の義務

化については、①から②に示す内容の規定を新たに整備するものでございます。

(4) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和ですが、家庭保育事業所等とほかの社会福祉施設を併設している場合の設備・人員基準について、保育の支障がない場合に限り基準を緩和し、併設するほかの社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができることとするものでございます。

(5) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化でございますが、感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的実施するよう努めることを規定するものでございます。

(6) 懲戒に係る規定の削除については、児童虐待防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

(7) 電磁的記録による対応に関する規定の追加でございますが、記録の作成及び保存等について、電磁的記録により行うことを可能とするものでございます。

最後に3の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

詳細説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第9、議案第32号、熊野町地区計画の区域内における建

建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第32号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例案につきましては、建築基準法第68条の2の規定に基づき、令和6年4月18日付で、深原レクリエーション地区計画の都市計画決定をしたことに伴い、地区計画で定めた制限を町条例に加えるものでございます。

別表第1に深原レクリエーション地区を加え、別表第2に4、深原レクリエーション地区の建築制限の事項として、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の高さの最高限度を加えるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） お諮りします。

これより日程第10、議案第33号から日程第12、議案第35号までの熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第33号から日程第12、議案第35号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第10、議案第33号から日程第12、議案第35号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第33号から議案第35号までの熊野町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年6月27日で現在の委員の任期が満了することから、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任の同意を求めます3名のうち、櫻河内章悟氏及び須山弘司氏の2名については、再任をお願いするものでございます。

また、今回新たに委員をお願いする森本昌義氏は、長年熊野町職員として勤務された経験から、町内の実情に詳しく、幅広い知識と見識をお持ちの方でございます。

以上の3名につきまして、いずれも固定資産の評価を客観的に判断できる方と考え、選任の同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(時光) これをもって討論を終結します。

これより議案第 33 号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号については原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 続いて、議案第 34 号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号については原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) 続いて、議案第 35 号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第 13、議案第 36 号、令和 6 年度熊野町一般会計補正予算(第 1 号)についてを、議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第 36 号につきまして、御説明申し上げます。

令和 6 年度熊野町一般会計補正予算(第 1 号)につきましては、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ 1 億 4,071 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 103 億 5,872 万 2,000 円とするものでございます。

主な内容につきましては、地域経済応援クーポン券を発行する費用や、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る費用を計上するものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 議案第36号、令和6年度熊野町一般会計補正予算（第1号）案について、その内容を説明させていただきます。

まず、歳入予算につきまして説明をいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

14款・国庫支出金の2項・国庫補助金では、1目・総務費補助金におきまして、物価高騰などに対応するための事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,636万8,000円の増額。

2目・民生費補助金におきまして、生活保護基幹システムを改修するための財源として、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金42万9,000円の増額。

中段、18款・繰入金の2項・基金繰入金では、1目・財政調整基金繰入金におきまして、予算の収支均衡を図るため4,738万円の増額。

下段、20款・諸収入の5項・1目・雑入では新型コロナウイルスワクチンの接種に係る助成金として、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金3,653万6,000円の増額でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3款・民生費、2項・生活保護費では、生活保護一般事務事業において、生活保護業務の基準改定に伴う生活保護基幹システムの改修費用として、85万8,000円の増額。

中段、4款・衛生費の1項・保健衛生費では、感染症対策事業におきまして新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る費用として、委託料など事業合計で5,585万5,000円の増額。

下段から13ページにかけての6款・1項・商工費では商工振興事業におきまして、生活者支援と地域経済の活性化を目的とした割引クーポン券を全世帯に発行するための費用として、8,400万円の増額でございます。

説明は、以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） 商工費のクーポン券発行のスケジュール的なものをお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） スケジュールでございますが、まず委託業者を選定するのですね、公募型のプロポーザルを実施いたします。これが6月上旬から7月上旬にかけてですね、審査会等を開きまして、それから業務の委託、それからそれと合わせてですね、登録との募集であったりとか、クーポン券の印刷であったりとか、封入であったりとかその辺りを行いまして、8月下旬から9月上旬にはですね、郵便局のほうに配送のほうの依頼をお願いいたしまして、今の予定ですと10月1日から2か月程度を予定してるんですけれども、少しでもちょっと早くできるようにですね、今後業者等もですね協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） はい、ありがとうございました。

ワクチン接種についても対象年齢とか、接種方法今までと変わる点があるのかどうかも含めて、お願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 寺澤健康推進課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康推進課長（寺澤） 特例臨時接種では、生後6か月以上の全ての方を対象に無料で実施していましたが、定期接種となり65歳以上の方、60歳から64歳で心臓・肝

臓・呼吸器の機能に障害がある、または人免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある方を対象に、秋冬に年1回の接種で、接種費用の一部負担となりました。

また、接種の予約は医療機関に直接していただくように変更になります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） ありがとうございます。

ちなみに、自己負担は大体どのくらいになりそうですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 寺澤課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康推進課長（寺澤） 自己負担額ですが、国から示されました接種費用の費用額の見込額は1万5,300円程度となっておりますが、国の助成金8,300円を差し引いた7,000円の自己負担額のうち、手技料の3,700円を差し引いたワクチン価格から3,200円を算出し、近隣の市町の金額を参考として設定を3,200円といたしました。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（片川） 光本議員と同じですね、クーポン券のスケジュールですよ。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これ5年末に決まった交付金ですよ。で、うちへの決定通知いつだったんでしょうかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 榎並企画担当部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○企画担当部長（榎並） 5年度ですね、秋口だったと思うんですけども、ちょっと何月かはちょっと確認してみないと分かりませんが、もう本当12月よりも前ぎりぎりのような状態だったと思います。

以上です。

〇議長（時光） 片川議員。

〇10番（片川） あんまりえろうない言われたんじやが、えらいもんじやのう思ったりするわけですよ。春に子供たちが入学したりね。それで夏に子供たちが休んだりとかいうような家庭の事情、お金が飛ぶ時期もございますんでね。そこまで早く決定来とるんであればね、もっと早く実施ができたのではなかろうかと。それでできる自信があられて、1月の5日だったかな。公けのところで町長喋られた。もうちょっとこう住民生活考えて、クーポン券の時期を早めてもよかったんじやなかろうかと思ったりするわけですね。わざわざ10月、11月にされんでも、今、決められたことでしょうからなかなかえらいことですが、今後考えていただきたいと思います。

〇議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第36号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については原案のとおり可決されました。

〇議長（時光） これより日程第14、議案第37号、令和6年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（三村） 議案第３７号につきまして御説明申し上げます。令和６年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ４８６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２３億４，２９１万９，０００円とするものでございます。

内容につきましては、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するためのシステム改修などの費用、及びこれに対する国庫補助金４８６万４，０００円を歳入歳出予算にそれぞれ増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第３７号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第３７号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは本日はこれにて散会といたします。

（散会 １５時２９分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員